

## 平成19年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」の規定により、平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算出しましたので、お知らせします。

国東市の健全化判断比率4指標は以下の表のとおりで、**基準を超えている比率はありません**でした。

### 【19年度決算に係る健全化判断比率】

健全化判断比率	国東市の19年度決算による数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.95%	20%
連結実質赤字比率	—	17.95%	40%
実質公債費比率	16.5%	25%	35%
将来負担比率	141.3%	350%	

※健全化判断比率の「—」は、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを意味する。

また、財政健全化法では、下水道事業や病院事業などの公営企業会計についても、会計ごとに資金不足比率の算出が義務づけられました。国東市の公営企業は以下の8会計ですが、**資金不足を生じている公営企業会計はありません**でした。

### 【19年度決算に係る資金不足比率】

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20%
公共下水道事業特別会計	—	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	
浄化槽設置事業特別会計	—	
サイクリングターミナル事業特別会計	—	
工業用水道事業特別会計	—	
市民病院事業特別会計	—	

※各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金不足が発生していないことを表している。

### ～用語解説～

#### ●地方公共団体の財政の健全化に関する法律とは●

地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐため「早期健全化基準」と「財政再生基準」の2段階で地方公共団体の財政状況をチェックする仕組みを規定した法律で平成19年6月に成立しました。4つの財政健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)と、下水道事業や病院事業等公営企業会計については資金不足比率を用いて、地方公共団体の財政状況や経営状況を把握します。

### ～各種指数について～

#### ●実質赤字比率とは●

一般会計等(国東市においては、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、自動車学校事業特別会計の3会計を併せて「一般会計等」と呼んでいます。)を対象とした実質赤字額と標準財政規模を比較して指標化したものです。平成19年度の国東市の一般会計等の実質収支は約5.5億円の黒字であり、実質赤字は生じていないので実質赤字比率は該当ありません。

#### ●連結実質赤字比率とは●

地方公共団体が設置している全会計を対象とした実質赤字額(下水道事業や病院事業等の公営企業会計については資金不足額)と標準財政規模を比較して指標化したものです。平成19年度の国東市の全会計について実質赤字(又は資金不足)は生じておらず、連結実質赤字比率の該当はありません。